

●法定相続人と相続分(配偶者がいる場合)

相続順位	相続人	相続分	配偶者の相続分
第1順位	子	1/2	1/2
第2順位	直系尊属	1/3	2/3
第3順位	兄弟姉妹	1/4	3/4

民法第900条(法定相続分)
同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。
1 子及び配偶者が相続人である

まず、法律で定められている相続人について整理しましょう。相続の権利は民法で定められている相続権者が法定相続人で、次のように書かれています。

解説&解答

本問の場合はこの条文の2号に該当します。法定相続分は妻が3分の2、残る3分の1は両親に半分ずつ認められています。すなわち、妻が3分の2、父親が6分の1、母親が6分の1です。
もし両親が亡くなっていれば3号に該当し、相続分は妻が4分の3、妹が4分の1になります。妹も亡くなっていた場合は、子がいれば妹の相続分を妹の子が持つこととなります。この場合の妹の子を「代襲相続人」といいます。

るときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。

遺言で法定相続分と異なる分割内容を指定可能

代襲相続とは、相続人になるはずだった人が相続開始以前に死亡していたときなどに、その子・孫等が代わりに相続人になる制度です。代襲相続は、直系の卑属(自分の子、孫、ひ孫など血のつながりがある子孫)については、何代後まででも認められますが、兄弟姉妹の場合は子までです。そのため本問では、両親と妹が死亡していたとしても、妹の孫には代襲相続は認められません。

法定相続分はだれがどれだけ引き継ぐのかという割合ですから、相続財産全体を法定相続分に分けて相続するとなると、その中で預金もだれがどれくらい引き継ぐのかが決まります。もし本人(被相続人)の意思で法定相続分とは異なる分け方をしたいのなら、遺言を残し、分け方を記しておけばよいこととなります。
ただし、法定相続人のうち配偶者・子・直系尊属には、「遺留分」といって、相続財産を引き継ぐ一



本問題の解答例

法定相続人は妻と両親の3人。法定相続分は、妻が3分の2、父母が6分の1ずつです。法定相続人以外への相続や、法定相続分どおりでない相続を希望する場合は、遺言を残すことで遺産分割方法を指定します。

定の権利が認められています。遺言は被相続人の意思を示したものです。法定相続人が相続する権利を主張した場合には、この遺留分を侵害することは認められません。
なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。兄弟姉妹が法定相続人の場合は、遺言により遺産をどう与えるか被相続人が自由に決めることができます。

クイズ1

法定相続人と法定相続分①

親族がたくさんいる中でだれが法定相続人になるの？

▼このようなケースで…

問題

上記のケースで、お客様の法定相続人はだれになり、遺産はどう引き継がれるのか、また同居家族全員に遺産を残すにはどうするか教えてください。

解答記入欄

.....

.....